


就労証明書記入上の注意

(自営業以外の方は必ず勤務先に記入をお願いしてください)

就労証明書	
文京区長 文京区教育委員会 宛	
<div style="text-align: right;">  </div>	
証明日	西暦 2022 年 8 月 1 日
事業所名	株式会社ぶんきょう
代表者名	文京 太郎
所在地	文京区春日1-16-21
電話番号	03 - 3812 - 71
担当者名	後楽 一郎
記載者連絡先	03 - 5803 - 1190
<p>下記の内容について、事実であることを証明いたします。 ※本証明書の内容について、就労先事業者等に無断で作成し又は改変を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があります。</p>	
No.	項目
1	業種
2	フリガナ
3	本人氏名
4	本人住所
5	雇用(予定)期間等
6	就労先事業所名
7	就労先住所等
8	就労先電話番号
9	雇用の形態
10	就労時間 (固定就労の場合)
11	就労時間 (変則就労の場合)
12	就労実績
13	産前・産後休業の取得
14	育児休業の取得
15	復職(予定)年月日
16	育児のための短時間勤務制度利用有無
17	保育士資格等
18	備考欄
<p>保護者記載欄</p>	
19	児童名
20	施設・事業所等の利用状況等
21	児童名
22	施設・事業所等の利用状況等
23	児童名
24	施設・事業所等の利用状況等

押印は不要です。
有効期限は証明日から3カ月です。

不明な点は記入担当者に照会させていただくことがあります。予めご了承ください。

【No.4 雇用期間等】
雇用期間は無期、有期間問わず、必ずご記入ください。
自営業の方は開業日等をご記入ください。

【No.5~No.7】
単身赴任の場合は、その旨と「単身赴任開始(予定)日・終了(予定)日」、「単身赴任先」をNo.17備考欄にご記入ください。

【No.8 雇用の形態】
自営業の方(自営業主・家族従業者等)のうち、雇用保険に加入されている方は、No.17の備考欄に、「雇用保険加入有」の旨をご記入ください。

【No.9、No.10 就労時間】
取締役等のため、所定労働時間が無い方(記載が難しい方)は、別紙「就労状況申告書」を併せてご提出ください。

【No.11 就労実績】

- 直近3カ月分を記入してください。産休中・育児休業取得中の方は、産休に入る前の3カ月(産休に入った月を除く)を記入してください。
- 新規採用で就労実績が無い場合は、空欄で構いません。
- 1時間未満の端数(分・秒)は切り上げてください。
- No.9またはNo.10の就労時間と比して就労時間が下回る場合は、その理由をNo.17備考欄にご記入ください(例 病気のため7月は休職しており就労時間が少ない等)。
- その他、上記以外でも記載できない場合はその旨を備考欄にご記入ください。

【保護者記入欄】
認可保育園を申込中の場合は第1希望の施設をご記入ください(プルダウン選択不可)。

【その他注意事項】

- 訂正する場合は二重線で訂正してください。修正液、修正テープ、消せるボールペンは使用しないでください。
- 記載事項に虚偽があった場合、入園(継続)申請及び認定は無効となります。また、在園者は退園となる場合があります。
- 「自営業者(三親等内の親族経営含む)」または「役職(代表取締役等)がある方」は、開業届、謄本(履歴全部証明書)、資格証明書等のうちいずれか1つを併せてご提出ください。
- 「複数勤務の方」、「取締役等のため所定労働時間が無い方(就労証明書に就労時間を記載することが困難な方)」は、勤務先全ての就労証明書と併せて、別紙「就労状況申告書」の提出が必要となります。
- 就労証明書の様式は文京区HPよりダウンロードできます。
- ご不明点がある場合は、別紙「記載要領」・文京区HPの「よくある質問」をご確認ください。



よくある質問



申請書ダウンロード

問い合わせ先：文京区幼児保育課入園相談係

TEL：03-5803-1190